

がんばる漁業・養殖業復興支援事業の手引き (養殖 ver.)

令和8年5月22日<更新>

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

※本手引きは随時、内容更新等を行いますので、当機構 HP よりご確認ください

《目 次》

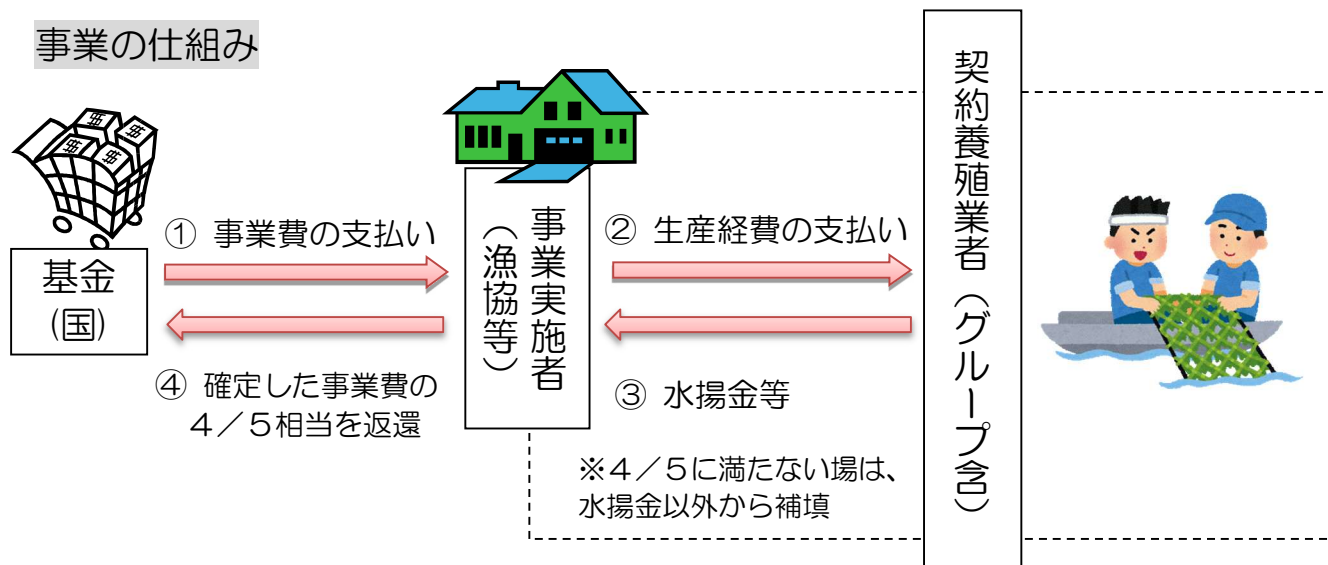
1. 「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」とは？	1
2. がんばる養殖業に関する基本情報	3
3. がんばる養殖業を実施するためには① ～「復興計画」作成から認定までの手続き～	5
4. がんばる養殖業を実施するためには② ～がんばる養殖業事業実施にあたっての諸手続き～	6
5. 事業経費の支払いについて	9
6. がんばる養殖業の助成対象経費について	13
7. よくある質問への回答	16
お問い合わせ先	20

1. 「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」とは？

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて 経営に支障を来している漁業者等が、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進するため、地域で策定した復興計画に基づき実施する下記の取組について、必要な経費を助成します。

※がんばる養殖復興支援事業は令和 8 年 4 月の実施要領の改正に伴い、がんばる漁業復興支援事業と一緒にひとつの事業になりました。本手引きでは、本事業の中の養殖業部分を対象とした手引きとして作成したものです。

また、この実施要領の改正に伴い、本事業で漁船漁業と養殖業の兼業が可能となりました。この兼業の場合の補助率等は別途、ご相談ください。



- ① 国は事業実施者に、がんばる養殖業実施のために必要な事業費を支払います。
- ② 事業実施者は、養殖生産を実際に行う養殖業者(グループ含)と生産契約等を結び、養殖業者に必要な経費を支払います。
- ③ 養殖業者は養殖生産を行い、事業実施者が水揚金の管理をします。
- ④ 事業実施者は、養殖生産物を販売して得た代金(水揚金)により、国に事業費の 4/5 を返還します。
※水揚金が事業費の 4/5 に満たない場合、不足分を事前の取り決め等に従って養殖業者が事業実施者経由で補填します。

上記事業の仕組みは、通常の仕組みを紹介しています。

なお、従業員若しくは漁家子弟が独立して事業を活用する場合のみ、上記の仕組み又は従前の返還方式(赤字額の 1/10 相当を返還)から選択することができます。

(但し、この場合の返還方式は計画策定前に選択する必要があります。一度選択をして認定を受けた後の変更はできません。)

事業のポイント

(→詳しくは、p. 9 -12 をご覧ください。)

【養殖業者】

○養殖に係る事業費を全て立て替え、事業費相当額を水揚金により返還していただく仕組みです。

養殖生産を行うには、出荷までに種苗代や餌代など様々な経費がかかりますが、がんばる養殖業では、事業費を概算払いにより事前にお支払いすることができます。

養殖開始から出荷まで収入のない期間であっても、人件費、種苗代、餌代等が支払われますので、運転資金の心配なく養殖生産に集中することができます。

事業にかかった経費は、補助分を除いた額を水揚金等から返還していただきます。

○水揚金が事業費に満たない場合は、養殖業者が補填して頂きます。水揚金が事業費を超えた場合には、超えた分は養殖業者が受け取ることが出来ます。

事前に事業実施者と養殖業者で取り決めを行い、水揚金が事業費より少ない場合は、養殖業者が事業実施者経由で補填して頂きます。事業費を上回る水揚金があった場合は、事業費の精算後に事業実施者から養殖業者に残額が支払われます。

【漁協】

○経費、水揚金の管理は漁協等の事業実施者が管理をします。

事業期間中、事業実施者は経費の管理を行い、餌代、種苗代等の経費を国からの概算払いを用いて支払いを行います。併せて水揚金の管理も行い、参加養殖業者の水揚金は事業終了まで全て事業実施者が管理を行います。

○生産に必要な資材は支援の対象ですので、事業実施者と購入先や手配の仕方等を良く相談してください。

養殖生産に必要な、種苗、餌、消耗品、備品等は支援の対象です。これらの経費は事業実施者が国からの事業費を用いて支払います。そのため、これまで行ってきたように購買事業で漁協が資材を購入する等の調達方法はあらかじめ決めておくようにして下さい。

○漁協が所有する共同利用施設等の利用料は通常通り徴収することができます。

漁協所有の施設を用いて養殖生産を行うには、その養殖施設の利用料を支払うことになります。がんばる養殖では、この施設利用料も生産経費になっています。

2. がんばる養殖業に関する基本情報

事業対象者

震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響等を受けて、養殖経営（漁船漁業からの養殖業への転換者は漁船漁業経営）に支障を来している養殖業者（漁船漁業者）が対象です。

がんばる養殖に取り組むための条件（採択要件）

被災地域の養殖業の振興に資する「復興計画」を作成し、第三者からなる「養殖審査会」で認定を受けると、がんばる養殖業に取り組むことができます。

なお、共同化については事業採択の要件ではありませんが、風評被害等に強い経営体となって頂くため養殖業者の方々との共同した取組を推奨しています。具体的には、以下のような取り組みも共同化になります。

取り組み内容	具体例
施設・機器の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 共同の「かき処理場」を設置し利用。• 大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。• スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 海上作業と陸上作業に分業し共同で生産。• 日常の管理は個別で行うが、種付けや刈り取りは共同で行う。• 海上作業は個別で行うが、陸上作業は協力して行う。
資材購入・出荷の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 品質をそろえた出荷をするため、導入する種苗や養殖飼料を統一化。• 出荷サイズを統一化し、共同販売力を強化。
生産全般の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 施設はすべて共同で所有し、作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	<ul style="list-style-type: none">• 被災養殖業者により法人を設立し、効率化された新たな事業として養殖を行う。

※ “共同化” とは、経営すべてを共同で行うものに限られません。

事業の内容について

復興計画を作成し、がんばる養殖業に取り組む内容は、次のとおりです。

取り組み内容		
設定する目標		事業開始 3 事業期間目までに収支の改善が見込める計画であること。
事業期間		3事業期間以内（5ヶ年を越えないこと） （事業期間とは、養殖生産開始から出荷までの期間とする。）
助成内容		
補助金方式	水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	交付を受けた助成金のうち、総事業費の4／5相当を水揚金等で返還。不足分は事業実施者（漁協等）と生産契約等を結んだ養殖業者が補填。 ※返還対象は事業管理費を除く
	水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	総事業費の4／5を超えた水揚金は、事業の精算後に残額を養殖業者が受け取る。 ※返還対象は事業管理費を除く
赤字補填方式	水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 赤字分の9／10 ※1／10の返還金は、事業実施者（漁協等）と生産契約等を結んだ養殖業者が補填。 ※返還対象は事業管理費を除く
	水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	総事業費の全額を水揚金等で返還したのち、以下のいずれかを選択。 ① 差額（黒字分）は養殖業者の報奨金とし、事業を終了 ② 差額（黒字分）の1／2を国に返還し、事業を継続 ※返還対象は事業管理費を除く

3. がんばる養殖業を実施するためには① ～「復興計画」作成から認定までの手続き～

がんばる養殖業を実施するためには、まずは、被災地域の養殖業の振興に資する取組をまとめた「復興計画」を作成し、第三者からなる「養殖審査会」の認定を受けることが必要となります。

手順1. 地域復興協議会（地域協議会）を設置する。

地元の漁協、行政、研究者などで構成する地域復興協議会を設置し、地域復興プロジェクトを立ち上げます。
地域復興プロジェクトの立ち上げにあたっては、設置要綱を定め、水産庁の承認を得る必要があります。



※「地域協議会」の運営や復興計画の作成にかかる経費は、国が助成します。毎年度、地域協議会の運営計画や助成金の交付について申請をし、年度終了後に実績を報告していただきます。

(→詳しくは p.9 をご覧ください)

手順2. 「復興計画」を作成する。

地域協議会が復興計画を作成します。復興計画には、実際に生産を行う予定の養殖業者についても記載していただきます。

《復興計画の作成にあたってのポイント》

- ① 対象となる養殖業が地域にとって重要なものであり、被災した地域の養殖業の復興に必要なものであることを示すこと。
- ② 取組後の地域の養殖業の未来を見据えたものであることを示すこと。
- ③ 共同化の取組を行う場合は、内容とその取組が経営体の収支にどの程度関与（影響）が見込まれるか示すこと。
- ④ 震災直後の協業体制からの離脱等により事業の活用を再検討する場合、現状の見直しによって経営体質の強化及び収益性が見込める具体的な取組を復興計画に盛り込むこと。
※具体的な取組事項については（よくある質問への回答）を参照
- ⑤ 復興計画が終了する5年以内に、収支の改善が見込める計画を立てること。

手順3. 「養殖審査会」で復興計画の認定を受ける。

復興計画は、「養殖審査会」で認定を受ける必要があります。計画が認定されれば、この計画を水産庁長官に申請し承認を得て、がんばる養殖業事業開始の準備をすることになります。

※認定された復興計画の内容が変更となる場合は、再度、養殖審査会に諮る必要があります。復興計画の内容が変更となる可能性が生じた場合には、速やかに水漁機構までご相談ください。

《養殖審査会とは？》

復興計画を審査・認定する第三者機関です。漁業・養殖業の有識者ならびに研究者、行政、経営・流通等の専門家などの水産業に関わる分野の委員からなり、復興計画の審査を行います。養殖審査会は東京に設置され、計画を審査します。

4. がんばる養殖業を実施するためには② ～がんばる養殖業実施にあたっての諸手続き～



認定された「復興計画」（以下、「認定復興計画」という。）に基づき、がんばる養殖業を実施します。がんばる養殖業の実施においては、1事業期間ごとにがんばる漁業・養殖業事業実施計画を作成し、事業の実施状況を報告していただきます。また、事業終了後には、3事業期間の事業の成果について報告していただきます。

手順4. がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画の作成

認定復興計画に基づき、1事業期間ごとの事業実施計画を作成します。助成対象経費については、p.13-15をご参照ください。

手順5. がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画などの申請

手順4で作成した事業実施計画を、水漁機構を通じ、水産庁へ申請し承認を受けます。

手順6. 助成金（事業費）の交付申請手続き

手順5の手続きが完了したら、事業費の交付の時期や金額に関する申請を行います。なお、事業費は（必要に応じて）事前にお支払いすることができます（概算払い）。

手順7. がんばる養殖業事業の開始

手順6の手続きが完了したら、いよいよ事業開始となります。養殖業者と漁協との間で生産契約等を正式に締結し、事業を開始してください。

手順8. がんばる養殖業事業の実施計画の変更について

がんばる養殖業の実施期間中にやむを得ず計画内容や事業費の変更が必要となった場合には、所定の手続きを行わなければなりません。所定の様式により、水漁機構を通じ、水産庁に変更を申請し承認を受けます。

手順9. がんばる養殖業事業の実施状況報告

1事業期間が終了したら、事業費の取り纏めを行い、がんばる養殖業の実施状況について、水漁機構を通じ、水産庁へ報告します。

*****上記、手順4～9については1事業期間ごとに行います。*****

手順10. がんばる養殖業の事業結果報告（3事業期間終了後）

3事業期間を終了した後は、所定の様式により、がんばる養殖業の事業結果報告について水漁機構を通じ、水産庁へ報告します。

以上の手続きをまとめると、以下のようになります。

〈地域プロジェクトの設置から計画認定・事業実施までの流れ〉

① 地域プロジェクトの設置 ⇔ 水産庁長官の承認

地域プロジェクトの始動

② 地域の復興計画を策定 ← 地域協議会の開催

養殖審査会へ提出

③ 養殖審査会による審査、認定（水産庁長官の承認）

認定復興計画に基づき

④ がんばる養殖業事業実施計画の作成、申請

がんばる養殖業事業の実施

⑤ がんばる養殖業の事業実施状況報告及び事業結果報告

手続きに関する提出書類一覧

様式名	関連する 手順番号	様式番号
地域復興プロジェクト設置申請書	手順1	運営要領【別記様式13号】
地域復興プロジェクト設置要綱【例】		(別紙様式例2)
地域復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書		運営要領【別記様式14号】
地域復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書		運営要領【別記様式8号】
地域復興プロジェクト運営事業概算払請求書		運営要領【別記様式10号】
地域復興プロジェクト運営事業精算払請求書		運営要領【別記様式11号】
地域復興プロジェクト運営事業実施結果報告書		運営要領【別記様式15号】
復興計画書	手順2	運営要領【別添3】
地域復興プロジェクト復興計画の認定申請書	手順3	運営要領【別記様式16号】
地域復興プロジェクト復興計画の変更申請書		運営要領【別記様式17号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画申請書	手順4	実施要領【別記様式1-2号】
生産に関する契約書【例】		【参考2：生産契約書等の例】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業助成金交付申請計画書	手順5	実施要領【別記様式4号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業概算払請求書		実施要領【別記様式6号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書	手順9	実施要領【別記様式2-2号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業に係る助成金精算報告書		実施要領【別記様式7号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業結果報告書	手順10	実施要領【別記様式3-2号】

※各書類の様式については、下記の実施要領からご参照ください。

- <運営要領> 👉 漁業・養殖業復興支援運営実施要領
- <実施要領> 👉 がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領

事業に関する各種申請等は、
「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（水漁機構）」を通じ、
 水産庁に提出していただきます。

5. 事業経費の支払いについて

(1) 地域復興プロジェクトの運営経費の支払いについて

「地域協議会」の開催などにかかる運営経費は、国が助成します。また、運営経費は所定の手続きにより事前払いが可能です。

【対象となる運営経費例】

- 地域協議会や部会等の会議の開催経費
- 協議会に参加する委員等の謝金、旅費等
- 取組に関する調査・研究費
- 印刷代や紙代等の資料作成経費 等

【手続き方法】 ※②～⑤の手続きは毎年度ごとに行います。

- ① 地域復興プロジェクトを立ち上げる。
地域協議会や事務局の構成員を設置要綱で定め、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ② 年度ごと運営事業の実施計画を作成し、水産庁の承認を受ける。
年度ごとの地域協議会の開催予定や必要な運営経費を整理し、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ③ 運営経費の事前払い（概算払請求）の手続き（必要に応じて）
水漁機構に相談のうえ、所定の様式により運営経費の事前払いを受けることができます。
- ④ 単年度ごと、運営事業の実施結果を報告する。
年度ごとの地域協議会の開催状況や運営経費をまとめ、所定の様式により水産庁に報告します。
- ⑤ 運営経費の支払い手続きを行う。
所定の様式により、運営経費の支払いを請求し、助成を受けます。

(2) がんばる養殖業にかかる事業費の支払いについて

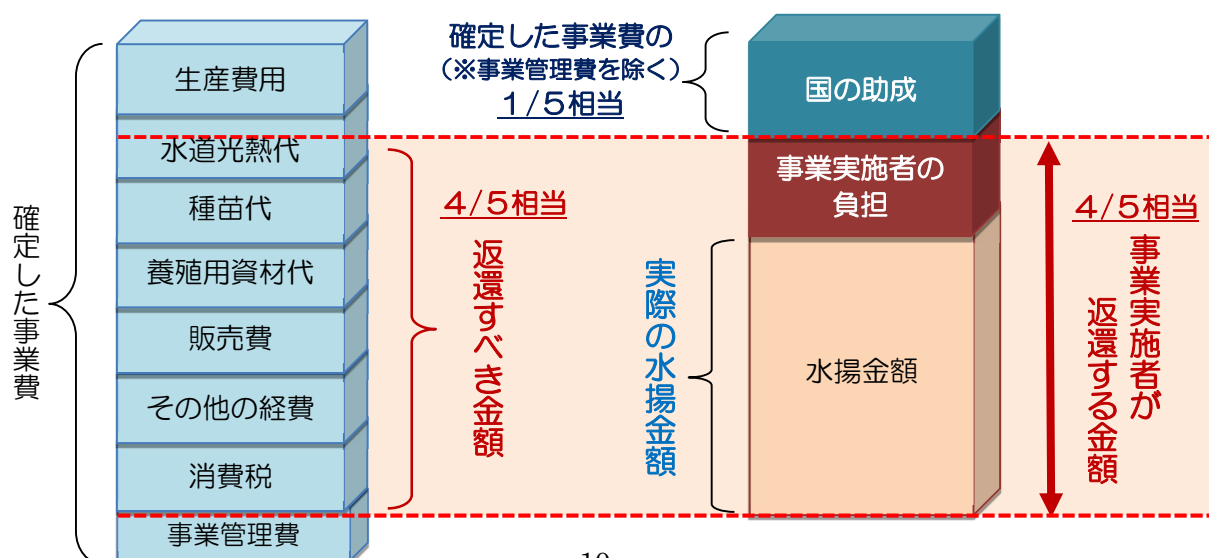
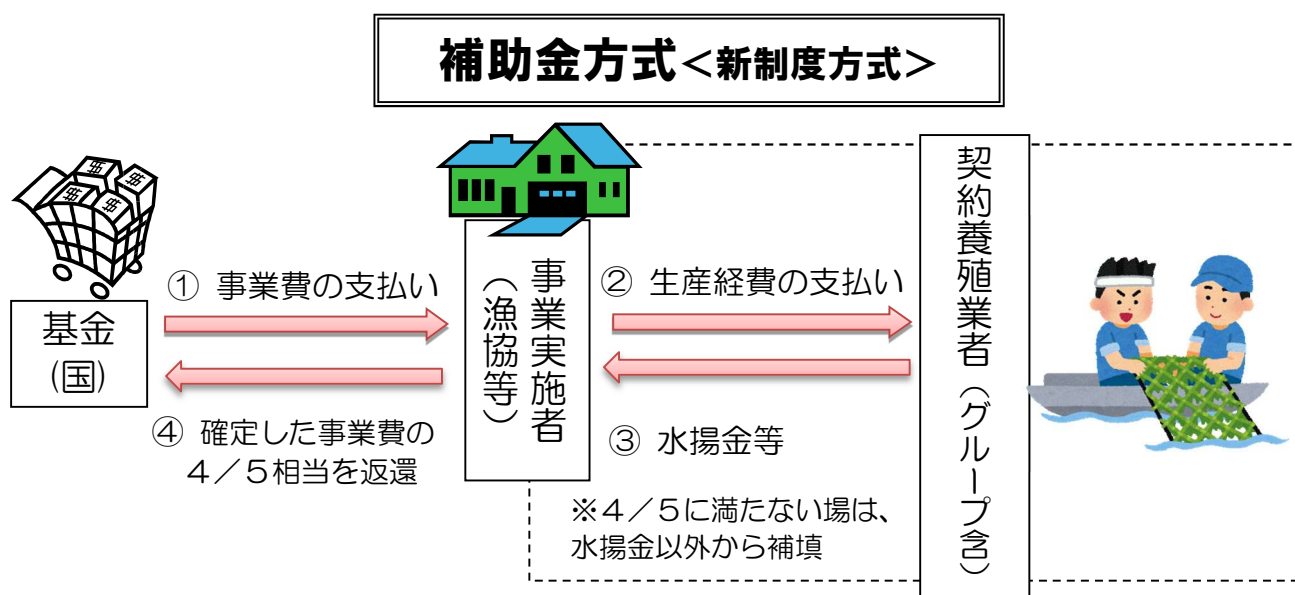
事業費の事前払いについて

がんばる養殖業は、事業にかかる経費（事業費）を基金（国）から支払い、水揚金等により返還していただく仕組みとなっています。

事業費は必要に応じ、事前にお支払いすることができます（概算払い）。がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画（p.34-38参照）の承認を受けた後、所定の手続きにより事前払いの手続きを行ってください。

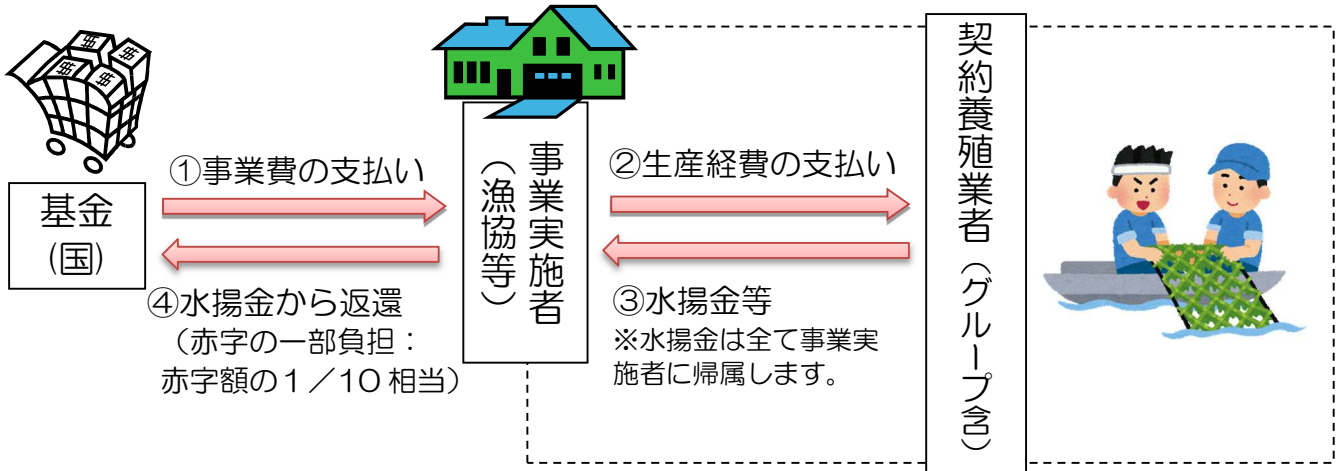
事業費の額の確定について

1事業期間（養殖の開始から出荷まで）が終了すると、その期間に使った経費を確定する作業が行われます（これを「額の確定」といいます）。この作業により、事前にお支払いした事業費が、確定した事業費（助成金の確定額）を超える場合には差額を返納のうち、以下の補助方式又は赤字補填方式に準じた所定の額（返還すべき金額）を返還していただくことになります。

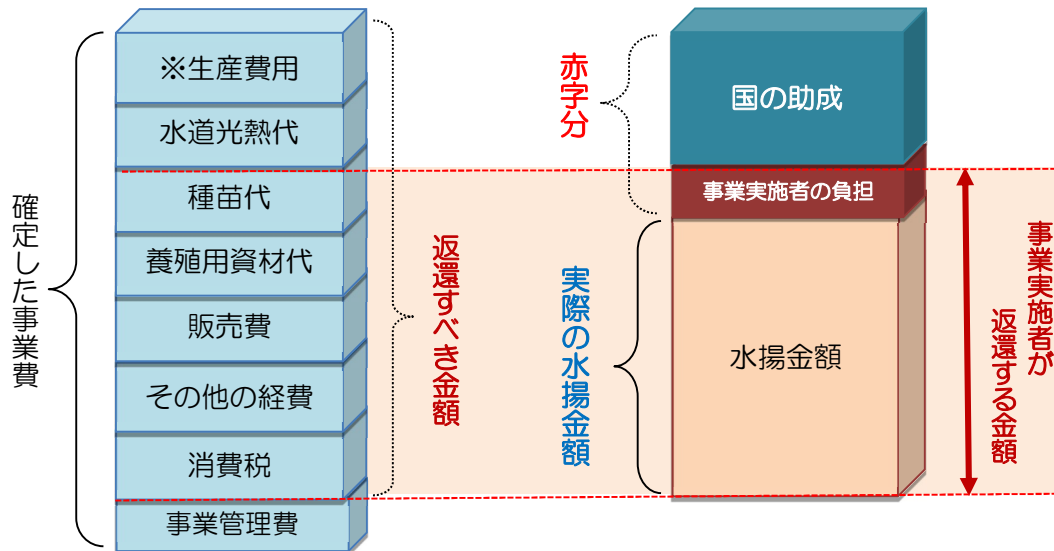


赤字補填方式

※『養殖業者の元従業員（又は漁家子弟）が新たに養殖業を営む場合』のみ【赤字補填方式】の選択ができます。



※生産費用については p.15 参照



《赤字の場合》

- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を除いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を下回った場合（＝赤字の場合）、赤字分の一部（10分の9相当額）は国が助成しますが、赤字分の残額（10分1相当額）は事業実施者が負担することになります。

国の助成率：赤字分の9/10

- ③ したがって、事業実施者が返還する金額は、「水揚金額 + 赤字分の1/10」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が60の場合

$$\text{赤字分} = 100 (\text{返還対象額}) - 60 (\text{水揚金額}) = 40$$

$$\text{国の助成額} = 40 (\text{赤字分}) \times 9/10 = 36$$

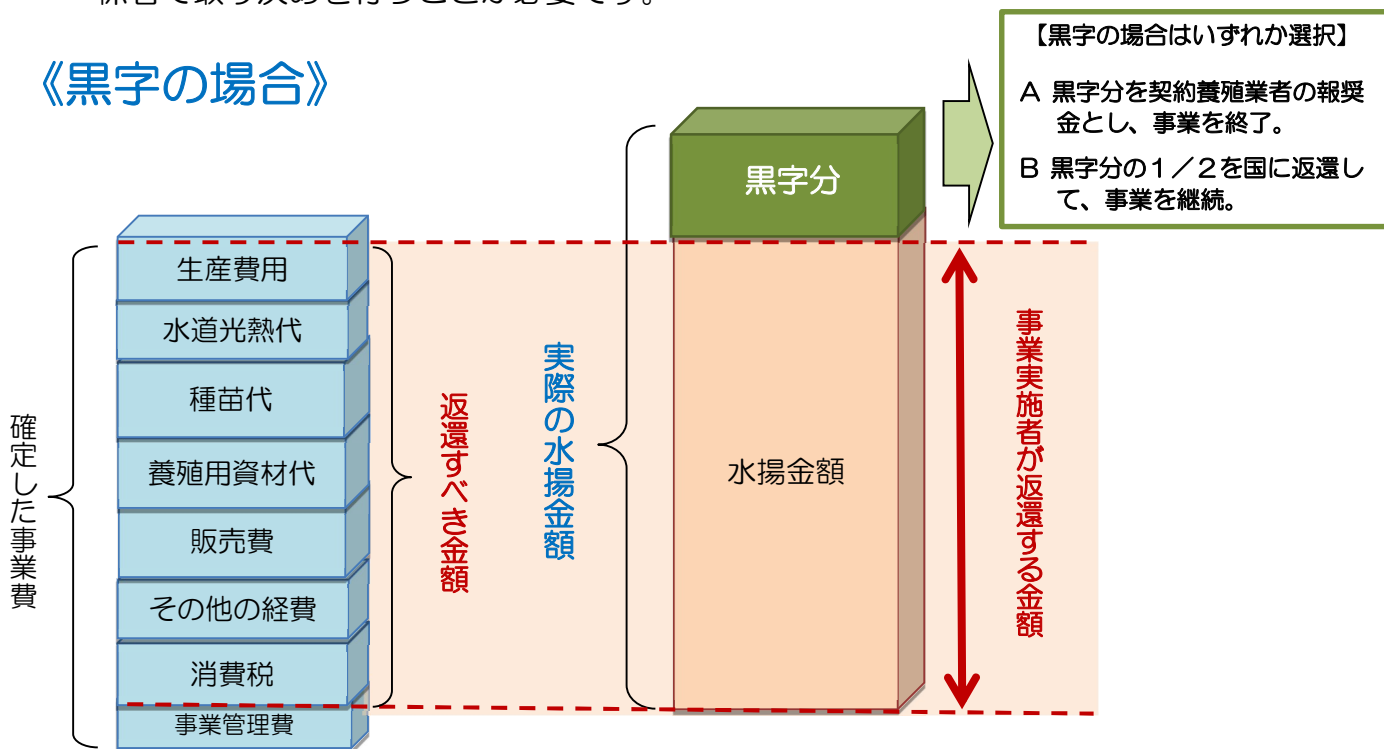
$$\text{赤字分のうち事業実施者が負担する額} = 40 (\text{赤字分}) - 36 (\text{国の助成額}) = 4$$

よって、

事業実施者が返還する額 = 60 (水揚金額) + 4 (赤字分の $1/10$) = 64

- ④ 「赤字分のうち事業実施者が負担する額」については、実施要領に定めるとおり、事業実施者が契約養殖業者と協議の上、契約養殖業者に負担していただくことが可能です。水揚金額が事業費を下回った場合の負担について、あらかじめ関係者で取り決めを行うことが必要です。

《黒字の場合》



水揚金額が事業費を上回り黒字になった場合には、下記のように2つの選択肢があります。

- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を除いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を上回った場合（＝黒字の場合）、事業実施者は黒字分の取り扱いについて、以下のいずれかを選択できます。

A. 黒字分を契約養殖業者の報奨金とし、がんばる養殖を終了する。

B. 黒字分の $1/2$ を国に返還し、がんばる養殖を継続する（国に返還した後の残額は、契約養殖業者への報奨金として使っても構いません）。

- ③ ②で A を選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち返還対象額相当分になります。

②で B を選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち「返還対象額 + 黒字分の $1/2$ 」となります。

例) 返還対象額が 100 に対し、水揚金額が 120 の場合

黒字分 = 120 (水揚金額) - 100 (返還対象額) = 20

国への返還額 = 20 (黒字分) \times $1/2$ = 10

よって、

事業実施者が返還する額 = 100 (返還対象額) + 10 (黒字分の $1/2$) = 110

6. がんばる養殖業の助成対象経費について

がんばる養殖業の助成対象経費は以下のとおりです。

1. 契約養殖業者へ支払う生産費用（→詳しくは、p. 15をご覧ください。）
 - ①養殖生産活動に必要な施設等（陸上施設、作業船、漁具及び附帯設備等を含む）に係る減価償却費
 - ②金利
 - ③損害保険料
 - ④公租公課
 - ⑤施設等利用料
 - ⑥漁業権行使料
 - ⑦漁業共済掛金（養殖共済、特定養殖共済、漁業施設共済等）
 - ⑧人件費
 - ⑨作業管理費
 - ⑩消費税
2. 水道光熱代
養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金
3. 種苗代
養殖用種苗購入代金（採苗用母貝、原藻等の代金も含まれます）
4. 餌代
養殖生産に要した餌代
5. 養殖用資材代
網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入代金
6. 器具・備品代
養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1件につき50万円未満のものに限ります）
7. 修繕費
養殖生産活動に必要な施設（陸上施設を含みます）、漁具及び作業船の修繕のために要した経費
8. 魚箱・氷代
養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金
9. 販売費
市場売りの場合：市場手数料など、販売のために要した経費
その他の場合：販売金額の5%以内

10. その他の経費

事業の実施のために要した経費で、水産庁長官が特に認めたもの

11. 事業管理費

事業を運営するために必要な事業管理費で、事業全体の2%以内（漁協担当者の人件費や光熱費など）

※当該事業の実施にあたり、専任の事務員を置く場合（この事業に係る経理事務や事業管理等を行うための専属の者を置く場合であり、新規雇用のほか既存職員の配置換えも含まれます）には、この事務員にかかる人件費を加算できます。

12. 消費税

2～11に要した消費税額

なお、養殖生産に必要な付帯機器の導入が見込まれる場合は、あらかじめご相談ください。例）出荷の際に必要な貝の採割器やフィルターを作る機器、滅菌海水器等

1. 契約養殖業者へ支払う**生産費用**について (p.13参照)

① (養殖生産活動に必要な施設等に係る) 減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

※耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行いません。

※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び2のとおりとします。

※償却方法：定率法（省令第5条）とします。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法（省令第4条）とします。

※償却率：省令別表第8のとおりとします。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとします。

② (養殖生産活動に必要な施設等の取得のための借入金に係る) 金利

施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約等の期間中に当該施設等の所有者が支払う額とします。

③ (養殖生産活動に必要な施設等の) 損害保険料

施設等が加入している損害保険料（漁業施設共済掛金を除きます）のうち、当該施設等の所有者が負担する額とします。

④ 公租公課 (養殖生産活動に必要な施設等にかかる固定資産税)

当該施設等に対して課される固定資産税の額とします。

⑤ (養殖生産活動に必要な施設等の) 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とします。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う額、又は、当該施設等について上記1から4までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の額とします。

⑥ 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とします。

⑦ 漁業共済掛金

漁業共済掛金のうち、養殖業者（当該施設の利用者）が負担する額とします。

⑧ 人件費

認定された復興計画に基づき算出される人件費とします。

⑨ 作業管理費

上記①から⑧までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とします。

⑩ 消費税

上記①から⑨までの金額の合計額に10%を乗じて得た額とします。

注) ①から④までは契約養殖業者（当該施設の利用者）自らが所有する施設等、⑤は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限り算定します。

7. よくある質問への回答

Q.震災後に「がんばる養殖復興支援事業」を活用したことがあるが、その場合には今回の事業の活用はできないのか。

A.単純に現在の事業を継続するためには活用いただけません。ただし、新たな取組を取り入れて計画を策定、実施することで経営体質の強化等を図る場合には事業を活用できます。この場合でも、取組の規模や内容によってはその効果が見込まれないと判断される場合もありますので、計画の内容については十分な検討が必要となります。

以下にいくつか例を示しますが、これらの取組に限るものではありませんのでご注意ください。

【新たな取組みの例】

- 先進技術を取り込み、新たな機器・船舶を活用しての省人・省力化を図る取組
- 新たな養殖生産物を生産し、経営の安定化を図る取組
- 新たな養殖資材を取り入れ、労働力の軽減、海洋環境の変化に強い養殖生産を行う取組
- 新たな販路開拓を行い、経営の安定化を図る取組
- 雇用増大や養殖生産物の地域での消費拡大により、地域と一体となった生産体制の構築の取組
- 生産拡大や収益改善のため、過去の協業体からの離脱等により共同で行っている作業を独自の作業に切り替えて実施する取組 等

Q.現在の養殖生産物、使う作業船や人員はそのままに、規模を拡大して新たな生産物を養殖したい。その場合、支援の対象はどの範囲となるのか。

A.現在の養殖生産物の取組がそのままであれば、新たに規模を拡大した範囲の部分が支援の対象となります。その場合、作業船や携わる人員などの経費は案分して計算することになります。計画の内容によって支援の対象範囲に相違があるので事務局等に相談してください。

Q.これまで漁船漁業を行っていたが今回養殖業を始めたい。支援を受けることが可能か。

A.漁業を廃業して新たに養殖業を始める場合（養殖業への転換）や、漁業に加えて新たに養殖業を始める場合（養殖業の兼業）は支援の対象となります。ただし、兼業する

場合で、漁業と養殖業の経費の案分ができない場合には、新たに行う養殖業にかかる経費分のみが支援の対象となりますので、計画策定にあっては事前に事務局にご相談ください。

Q.これまで父親と一緒に養殖業を行っていたが、今回独立して養殖業をはじめたい。支援を受けることは可能か。(従業員として養殖に携わっていたが、今回独立を考えている場合も同。)

A.漁家子弟(従業員)が独立する場合は支援の対象となります。支援にあたっては、二通りある支援方法から選択することができるので、どちらを活用するか御自身の状況を踏まえて御検討ください。なお、従業員の方の独立にあたっては、養殖業に従事していたという証明書類(雇用関係がわかる書類)が必要なので御準備ください。

Q.リース事業など他の国の補助事業を受けて、漁船の建造や、機器を整備することとしているが、他の補助事業と合わせて、当該事業の活用は可能か。

A.他の事業によって漁船を建造したり、機器等を整備したりした場合には、それらの事業の目的や効果を見極める必要があるため、それぞれの効果が示せる様、本事業の経費の算定にあたり、漁船や機器等にかかる償却費分を助成対象から外すなどの措置をとったうえで事業を活用することになります。

Q.この事業を行うために対象地域に新たに事務所を構える予定としているが事業対象となるか。

A.この事業のために対象地域に新たに事務所や住所を移転しても事業の対象にはなりません。震災復興事業ではなく、養殖業の振興を図るための「もうかる漁業(養殖)」をご検討ください。なお、当該事業に関わり合いを持ちたいということであれば移転等を行わなくとも、震災前から養殖業を営んでいた方や、今回漁船漁業から養殖業へ転換される方などと協業して養殖業を営む場合には事業を活用できます。

なお、ここで言う協業とはそれぞれの技術や施設を持ち寄って一緒に養殖業を行うことであり、新たに会社を作ったりする必要はありません。

Q.生産物は事業実施者に帰属するということは、餌代や燃油代等の経費も事業実施者の経費ということですか？

A.赤字補填方式については、その通りです。補助金方式については、生産物を養殖業

者に帰属させて、餌代や燃油代も養殖業者の経費とすることは可能です。ただし、その場合は養殖生産の契約のなかで、生産物の帰属を養殖業者とする契約を行ってください。その際には事業実施者は助成金返還に必要な額を確保するため、生産物の販売代金を適正に管理して頂くことになります。

Q.養殖共済に加入はできますか？

A.生産物の帰属を事業実施者との養殖生産の契約の中で養殖業者にした上で、加入することは可能です。がんばる養殖業においては、共済掛金の自己負担分が支援の対象となります。

Q.漁業経営セーフティーネット構築事業は活用できますか？

A.生産物の帰属が事業実施者の場合は、餌や燃油等の経費も事業実施者に帰属となるためセーフティーネット構築事業の活用はできません。事業実施者との養殖生産の契約で生産物の帰属を養殖業者にした場合にはセーフティーネット構築事業の活用は可能ですが、がんばる養殖業においては、燃油、飼料は使用した分を実費で支援しているため、発動しても補填金を受け取ることはできません。詳細についてはお問合せください。

事業の活用を検討される中で、ご不明な点等がありましたら、裏面の問い合わせ先まで連絡をお願い致します。

お問い合わせ先

水産庁 増殖推進部 栽培養殖課

所在地：〒100-8907
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
電話：03-6744-2383（直通）
FAX：03-6744-2386

本事業は、「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構」（水漁機構）が運営します。

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

所在地：〒101-0047
東京都千代田区内神田2丁目2番1号
鎌倉河岸ビル5階
電話：03-6866-7111
FAX：03-6866-7114

各種申請手続きは、水漁機構まで